令和 8 年度 第 2 回 白井市地域自立支援協議会 全体会 議事要録

会議名：令和 8 年度第 2 回白井市地域自立支援協議会全体会（権利擁護部会・白井市障害者差別解消支援地域協議会 併催）

日　時：令和 8 年 10 月 6 日（火） 14 時 00 分～16 時 15 分

場　所：白井市役所東庁舎 101 会議室

出席者：鈴木会長、小林副会長、島田委員、大網委員、久保委員、新田委員、東坂委員、橋本委員、野路委員、中村（樹里）委員、岡田委員、本山委員、山本委員、横山委員、川野委員、村松委員（16 名）（以下、敬称略）

事務局：髙平課長、浦尾、工藤、関、浅見、武田（障害福祉課）
甲斐（基幹相談支援センター）

欠席者：久松委員、椿委員、中村（沙知）委員、石川委員、髙橋委員

傍聴者：2 名

協力者：佐野氏（印旛健康福祉センター 広域専門指導員）

資　料：次第

資料（差別解消）差別解消支援地域協議会 事例について（当日配布・回収）

資料（１）第 1 回全体会資料（6）基幹相談支援センター・委託相談の実績および評価について（修正版）

資料（１）第 1 回全体会資料（7）（ア）白井市委託相談支援事業所「座ぐり」に関する報告（修正版）

資料（2）（ア）-1 白井市障害者支援センターで実施する相談支援事業の民間移管後の取扱い

資料（2）（ア）-2 自立支援協議会意見照会結果一覧表

資料（2）（イ）白井市障害者支援施設運営事業者選定審査会委員の選任について

資料（3）（ア）相談支援部会、しろい MSN 連絡会 中間活動報告（当日配布）

資料（3）（イ）こども部会、医療的ケア児等協議の場 中間活動報告（当日配布）

資料（3）（ウ）就労支援部会 中間報告

資料（4）―1①② 過年度実績等修正

資料（4）―2 白井市障害者計画 結果概要・自己評価集計表（令和 7 年度）

資料（4）―3 白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の進捗状況について

資料（5）―1・―2 白井市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画に係る意見（相談支援部会・就労支援部会）（当日配布）

資料（6）―1 全体研修会企画書

資料（6）―2 全体研修会チラシ案

資料（7）委員以外からの意見の取扱いについて

その他 『委員の皆さまへ』（協議会会長）、各種チラシ

内　容：

1　障害福祉課長挨拶

2　会長挨拶

3　権利擁護部会・白井市障害者差別解消支援地域協議会（併催）

4　全体会議題

（1）第 1 回全体会の資料修正について

（2）障害者支援センターの民間移管について

（3）各作業部会の中間報告および下半期の予定について

（4）白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画、白井市障害者計画の進捗・評価について

（5）白井市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画の進捗について

（6）全体研修会について

（7）全体会報告事項（ア）委員以外からの意見の取扱いについて

5　その他

【1　障害福祉課長挨拶】

障害福祉課長）出席への謝意と、協議会運営への協力に対する感謝を述べた。千葉豪雨および台風 25 号により、市内でも住宅・農地の浸水被害があり、障害福祉サービス事業所においても施設設備や送迎車両等に被害が生じていることに触れ、見舞いを述べた。今後も同様の災害が起こり得ることから、防災担当部署・地域・関係機関との連携を強化し、日頃から備えていく旨を述べた。本年度から始まった市の第 6 次総合計画において障害者等社会参加促進啓発事業を重点事業に位置付けていることに触れ、障害のある人もない人も共に参加し活躍できる地域づくりに向け、忌憚のない意見を求めた。

【2　会長挨拶】

会長　　）当日配布資料「委員の皆さまへ」に関連し、協議会は議題が多く限られた時間で結論を出す必要があるからこそ、意見が分かれた際に互いの考えに敬意を持って注意を払うことが協議会を前進させる土台になる旨を述べた。「きちんと聞く」ためのポイントとして、①うなずきや相づちで集中して注意を向けること、②要約や質問により意味を正しく理解しようとすること、③すぐに批判・評価せず、まず相手の発言を尊重して受け止めることの 3 点を挙げた。意見が対立する場面でも質の高い聞き方をされた人は、表面的に同意された人よりも話した後の気持ちや将来への前向きさが保たれていたとする研究を紹介し、事前の資料・論点共有もそのための準備である旨を述べた。

本日の出席委員は過半数を超えており、会議が成立する旨を確認した。権利擁護部会は今年度も全体会と併せて開催し、先に権利擁護部会・白井市障害者差別解消支

援地域協議会を行う旨を説明した。委員には白井市地域自立支援協議会設置要綱第 8 条に基づく守秘義務が課されていること、差別解消支援地域協議会で用いる事例資料は本日回収することを周知した。

【3　権利擁護部会・白井市障害者差別解消支援地域協議会（併催）】

説明要旨

印旛健康福祉センターの広域専門指導員より、障害者差別解消法および千葉県の条例の概要と、印旛圏域で受けた最近の相談事例の報告があった。続いて、障害福祉課および基幹相談支援センターから差別に関する相談の状況報告があった。

広域専門指導員）障害者差別解消法と千葉県の条例はほぼ同じ内容であり、不当な差別的取扱いをしないことと合理的配慮の提供が要点である旨を、パンフレットに基づき説明。差別を受けた場合の相談先として業務を行っており、印旛圏域には 50 数名の地域相談員が委嘱されているが、誰が地域相談員か分かりにくく十分に機能していない実情がある旨を述べた。

最近の相談事例 8 件を概要のみ紹介した。内容は、教育分野（特別支援学級におけるタブレット端末の使用をめぐる指導、教員の発言による不登校）、民間スポーツ施設における設備・動線への配慮、化学物質過敏症のある方の公営住宅の事前内覧、飲食店における盲導犬同伴の拒否、行政窓口の対応が差別に当たるかの判断、公共交通機関内での知的障害のある方の行動への合理的配慮の検討、小売店からの継続的なトラブルに関する相談である。このうち 2 件は差別事案ではなく、障害のある方の行動に関する相談であるが、関係機関と連携し、配慮策の検討や行政機関への引継ぎを行った旨を述べた。

障害福祉課）障害福祉課では、差別を受けたという相談は前回報告以降受けていない。職場の対応への不満や虐待の疑いに関する相談はその都度対応している。差別解消法に基づき市職員にも合理的配慮が義務付けられていることから、新規採用職員全員に説明を行っており、来年度も実施する予定である旨を報告。また、市のガイドブックに国の障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」の掲載を始めた旨を補足。

基幹　　）基幹相談支援センターでも今年度は差別に関する相談は入っておらず、相談が入った際には対応する旨を報告。

広域専門指導員）差別かどうか判断がつかない場合でも、遠慮なく相談してほしい旨を依頼。県内では相談件数が減少しているが、関心が薄れて相談に結びついていないだけで、差別そのものは減っていないのではないかと県の調整委員会でも話題になっている旨を述べた。相談先の電話番号はパンフレット裏面に記載している旨を案内。

会長　　）相談支援専門員として関わる中でも判断に迷う事例はあり、言葉にして相談・問い合わせてみることが大事である旨を述べた。

【4　全体会議題】

（1）第 1 回全体会の資料修正について　事務局　第 1 回全体会資料（6）、（7）（ア）

説明要旨

第 1 回全体会で配布した資料（6）および（7）（ア）において、年間の相談実人員を毎月の実人数の合計で算出していたため重複が生じていたことから、修正版に差し替える旨の説明があった。

事務局　　）延べ件数、支援方法、支援内容に変更はない。資料（6）の基幹相談支援センターの相談実人員は、前回の 600 人台から 333 人に修正となる。資料（7）（ア）の委託相談支援事業所「座ぐり」に関する報告についても、実人数を修正した資料を作成した旨を説明。

（2）障害者支援センターの民間移管について　事務局　資料（2）

（ア）相談支援事業の今後の方向性について　資料（2）（ア）-1・-2

説明要旨

白井市障害者支援センターは令和 10 年 4 月 1 日から民間移管する方針である。同センターで実施している計画相談支援事業は民間移管後の事業者が引き続き実施し、一般相談支援事業は基幹相談支援センターに機能を移管（統合）するとの市の考え方について、委員および市内相談支援事業所の相談支援専門員に意見照会を行った結果が報告された。

障害福祉課）限られた期間での意見照会となったことへのおわびと、協力への謝意を述べた。意見照会の結果、市の考え方に理解を示す意見が多数であったため、今後の方向性は市の考え方のとおりとする。一方で、基幹相談支援センターの業務量・支援体制への懸念、利用者・保護者への十分な説明と丁寧な引継ぎ、移行後の体制・役割・連携方法の明確化、計画相談支援における相談支援専門員の減少と質の確保への懸念などの意見があった旨を説明。

問 1 には 4 名から意見があり、資料（2）（ア）-2 の回答欄に沿って市の考え方を説明した。主な回答は次のとおり。

・計画相談支援の人員体制について：令和 6 年度までは一般相談に対応できるよう計画作成件数に上限を設けていたが、令和 7 年度から一般相談の一部を基幹相談支援センターに移管して上限をなくした。1 人あたりの計画作成件数は増加したが、加算の逓減が生じない範囲にとどまっている。令和 7 年 5 月の基幹相談支援センターの欠員に伴い、同年 7 月に法人内で異動があり、計画相談が 2 名体制となった。

・基幹相談支援センターの体制について：窓口集約後の体制は、相談件数や内容の推移を確認しながら必要に応じて検討する。

・移管、統合時の連携と引継ぎについて：座ぐりの利用者への説明と基幹相談支援センターへの引継ぎは、相談支援が途切れないよう丁寧に行う。相談窓口は基幹相談支援センターに集約しているが、障害福祉課でも引き続き相談を受ける。
・一般相談支援の窓口移行と周知について：令和 8 年 9 月時点で一般相談に該当する新規相談は 2 件程度であり、窓口の集約はほぼ図られていると認識している。引き続き基幹相談支援センターの周知に努め、関係機関には周知・案内への協力を依頼する。
・計画相談支援の体制整備について：市内の計画相談支援の体制確保が課題であることを踏まえ、市の支援の方向性について意見を参考とする。

障害者支援センターの民間移管の関係機関に属する委員・相談支援専門員の意見は、利害関係を考慮して別途集計しており、今後の相談支援体制づくりの参考とする。資料（2）（ア）-1 の 4 ページの相談件数は、市が一般相談（資料 3 ページの①～③）を抽出した件数および計画相談の請求件数であり、議題（1）の修正資料の相談実績とは数値が異なる旨を補足。関係機関と協議のうえ、支援体制、引継ぎ、利用者への周知方法を具体的に進めていく旨を説明。

委員意見

会長　　）資料（2）（ア）-2 に問 1 と問 3 があるが、問 2 はどうなっているかを質問。

障害福祉課）問 2 は全体会資料に追加・修正すべき内容の有無を尋ねたもので、資料内の表に関するもの以外に意見がなかったため集計を省略した旨を回答。

副会長　）基幹相談支援センターは計画を大きく上回る件数の相談を受けており、今後は障害者支援センターからの一般相談も加わる。体制の見直しに触れられているが、現状で業務が逼迫している中、受け手として対応できるのか、いつ議論されるのかを質問。

障害福祉課）基幹相談支援センターへの委託の仕様にも関わる事項であるが、懸念はもっともである。相談業務と地域の相談支援専門員への支援の割合を報告に基づき集計しており、個別相談は時間数で 14.5%程度である。単純な増員か業務のウエイトの見直しかを含め、他市の状況も踏まえて検討したい。基幹相談支援センターの体制は地域の実情に合わせて決めるという国の方向性もあり、個別相談がひっ迫している実態が、白井市に求められている部分である可能性もあるため、業務のウエイトを含め、次期仕様書の検討時に考える必要がある旨を回答。

委員　　）一般相談を基幹相談支援センターに集約した場合、計画相談の利用者が入所施設やグループホームから地域移行を希望する際の調整は、どの時点から基幹相談支援センターが関わるのか。また、地域移行後の地域定着の過程で短期入所等が必要となった場合の計画相談へのつなぎも含め、これまで一つの事業所で行っていた支援の連続性に弊害はないかを質問。

障害福祉課）令和 7 年度の 1 年間の状況として、地域移行は仕様に定めており、基幹相談支援センターが地域生活支援拠点のコーディネーター業務と併せて病院や事業所を訪問し、地域移行の動機付けを行っている。ただし、遠方の入所施設の入所者への働きかけはできていない。地域移行の際に相談支援事業所へ計画相談の引受けを働きかけることも基幹相談支援センターが担っている。障害福祉課と同じ建物内にあり、申請やサービス利用の可否をすぐに確認できる利点がある旨を回答。

委員　　）市内には入所施設がなく、市外の施設を利用する方が地域移行を希望する際、施設側のサービス管理責任者と面識のない基幹相談支援センターが調整に入ることは、利用者にとって望ましくない面があり、今後の課題として取り上げてほしい旨を述べた。

委員　　）資料（2）（ア）-2 の回答では、人員減でも計画件数は加算の逓減が生じない範囲にとどまるとされているが、現場では優先度をつけてケースを調整している。重複した課題を抱える方、強度行動障害のある方、制度の狭間にある方、セルフネグレクトの方などの相談は増えており、相談支援専門員の負担は件数に表れていない。3 名体制になったが負担は軽減していない。相談支援専門員の配置について市としての取組を見える形で示してほしい旨を意見。

障害福祉課）配布資料は、件数を基にした回答であり、現場の負担への配慮が足りなかった旨のおわびを述べ、意見を参考に市として相談支援体制づくりに努める旨を回答。

結論

市の考え方（計画相談支援は民間移管後の事業者が継続、一般相談支援は基幹相談支援センターに機能を移管・統合）が共有された。会長より、本日の意見は議事要録に残し、今後の方針の取りまとめに反映するよう求めた。

（イ）白井市障害者支援施設運営事業者選定審査会委員の選任について　資料（2）（イ）

会長　　）本議題は自身の選任に関わるため、進行を副会長に依頼した。

副会長　）会長が選定審査会の構成員となる件についての議題であるため、副会長が代わって進行する旨を述べた。

説明要旨

障害者支援センターの移管先事業者はプロポーザル方式による公募で選定する予定であり、令和 8 年 9 月議会で白井市附属機関条例を改正し、白井市障害者支援施設運営事業者選定審査会の設置について議会の承認を得た。同審査会の委員として、白井市地域自立支援協議会設置要綱第 5 条第 3 項（会長は会務を総理し、協議会を代表する）に基づき、協議会会長を選任することが報告された。

障害福祉課）委員構成（予定）は、学識経験者 2 名（公認会計士 1 名、大学教授等 1 名）、公共的団体等の代表者 1 名（協議会会長）、市民 2 名（生活介護「きらり」を利用する保護者 1 名、放課後等デイサービス「ビリーブ」を利用する保護者 1 名）、市の

職員 1 名（福祉部長）である。職務は、募集要項（案）の作成に関する意見、応募者の申請書類審査（1 次審査）およびプレゼンテーション審査（2 次審査）である旨を説明。

委員意見

副会長　　）審査会の開始時期を質問。

障害福祉課）令和 8 年 12 月または令和 9 年 1 月に第 1 回審査会を開催し、募集要項（案）について意見を伺う予定である旨を回答。

会長　　）自身が関係する団体が選定に応募する場合は、審査から外れる扱いとなることを市に確認している旨を述べた。

結論

協議会会長を白井市障害者支援施設運営事業者選定審査会の委員に選任することについて、異議なく了承された。

（3）各作業部会の中間報告および下半期の予定について　資料（3）

（ア）相談支援部会・しろい MSN

相談支援部会長）第 1 回（6 月 2 日）で副部会長を選任し、年間活動計画（資料（3）（ア）の①～⑤）を定めた。第 2 回は 8 月 4 日に開催した。いずれの回も市内の新規事業所の紹介を行い、市内の相談支援専門員を協力者として招いた。第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画についても意見交換を行った。

しろいメンタルサポートネットワーク連絡会は、第 1 回を 7 月 21 日に開催し、32 名が参加した。市内に精神科の病院・診療所はないが、多くの支援者がいることを実感する会となった。第 2 回（10 月 15 日予定）では、地域移行の事例について、病院・行政・相談支援専門員等の関係者がそれぞれの立場でどう関わったかを紹介する予定である。各委員が日頃感じている課題を発言しやすい雰囲気づくりに努めたい旨を述べた。

（イ）こども部会・医療的ケア児等協議の場

こども部会長）こども部会は第 1 回（7 月 14 日）で副部会長を選任し、障害児通所支援事業所合同説明会・相談会（11 月 10 日（火）10 時～12 時）の準備と活動計画について協議した。「教育と福祉をつなぐ仕組みづくり」は、令和 8 年度を土台づくりの年と位置付けた。第 2 回（9 月 29 日）では、教育機関向けアンケートの内容を練り直すこととなった。「ちょっと気になる子どものサポートマップ」は、バージョンアップの前に学校での認知度を確認することとした。事例検討・課題検討は、教育と福祉の連携の事例や、教育・福祉以外の子どもの居場所をテーマとする。下半期は、合同説明会の開催、教育機関への周知度・理解度アンケートの実施・分析と次年度への接続、サポートマップの認知度アンケートと活用方法の検討、事例検討・課題検討を行う。

医療的ケア児等協議の場は、8 月 25 日に活動方針を確認した。医療的ケア児・重症心身障害児の座談会によるネットワーク構築、家族支援の拡充（市内の実態・取組の共有と不足する支援の把握）、実態調査の準備（千葉県の動向を注視）に取り組む。白井市として「医療的ケア児」と「医療的ケア児者」のいずれの表記・対象範囲を採用するかは運営会議で検討することとした。下半期は、座談会の実施に向けた調整、不足する支援の明確化、実態調査の目的・対象範囲・実施方法・実施体制の大枠の決定、対象範囲の明確化を行う。

（ウ）就労支援部会

就労支援部会長）第 1 回（6 月 18 日）で副部会長を選任した後、委員より「就職するなら明朗アカデミー白井キャンパス」が、利用率の低下や収支の悪化により 6 月末で運営を終了し、他キャンパスに統合された旨の報告を受けた。利用者には送迎の拡充や交通費の負担増への対応など、法人側で移行支援に努めることを確認した。前年度末の困りごとアンケートの結果を共有した。就労系事業所からは職員の確保・定着や交通の便、相談支援事業所からは本人に合った事業所が見つからないといった意見が多く、立場は違っても根本では同じ課題に直面している印象を持った。第 2 回（8 月 20 日）では、活動計画の 3 つの柱（「はたらく」を考える対話、事業所一覧表づくりや特別支援学校との連携など支援の全体像の可視化、交通や人材不足など部会だけでは解決が難しい課題の全体会・障害福祉計画への申し送り）を承認し、第 8 期障害福祉計画への部会意見書（案）を大筋承認した。新規事業所として、就労継続支援 B 型「ルミエラ白井」「てけてけ」の紹介があった。下半期は、第 3 回（11 月 26 日）で「仕事の“合う・合わない”」をテーマとする対話と事業所一覧表の作成着手、特別支援学校からの就職を、第 4 回（令和 9 年 2 月 25 日）で「はたらき方」をテーマとする対話、バックアップ体制図の検討、年度総括を予定している。

会長　　）時間の都合上、各報告への質問・意見は、会議終了後に各部会長または事務局へ寄せてほしい旨を依頼。出席していない部会の報告についても意見を求めた。

（4）白井市第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画、白井市障害者計画の進捗・評価について　事務局　資料（4）

説明要旨

障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の進捗評価は、市役所各部署が取組ごとに自己評価を行って点数化し、事業・施策の方向ごとに集計して経年変化を確認するものである。進捗状況は本協議会および白井市障害者計画等策定委員会に報告し、確認・評価を受ける。今回、過年度実績に修正が生じたことと、令和 7 年度の進捗状況が報告された。

事務局　　）過年度実績の精査により、積算方法の誤り、対象外の計上、外部施設からの報告漏れによる修正が生じた。障害者計画では、歯科口腔保健の推進、通級指導の充実、地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進を修正し、全体の自己評価平均点は令和 5

年度が 2.01 点から 1.99 点に、令和 6 年度が 2.07 点から 2.05 点に修正となる。第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画では、主任相談支援専門員の配置人数（令和 6 年度実績 1 人を 0 人に修正）と、子ども・子育て支援等における障害児受入れの対象施設の計上（令和 6 年度実績 130 人を 175 人に修正）を修正した。多数の修正が生じたことをおわびし、今後は積算方法の明確化に重点を置いた仕組みにより進行管理を改善する旨を説明。

令和 7 年度の障害者計画全体の自己評価平均点は 2.00 点で、前年度から 0.05 点減少した。評価が高かった施策の方向は、「福祉活動の促進」（2.42 点。手話奉仕員養成研修の修了者の増加、ボランティア情報の周知回数の増加）と「相談体制・情報提供の充実」（1.87 点。国・県の基幹相談支援センター関連研修への参加による運営機能の充実）である。評価が低かった施策の方向は、「各種活動の支援・促進」（1.46 点。スポーツイベントの雨天中止）と「防災・防犯等対策の推進」（1.67 点。防犯講話の件数減少）である。移動手段の確保に向けた地域公共交通の整備や、白井市地域防災計画等と連携した災害時の避難体制の充実を図っていく。

障害福祉計画・障害児福祉計画では、基幹相談支援センターの設置を達成し、福祉施設から一般就労への移行者数は目標を大きく上回った。一方、主に重症心身障害児を支援する事業所の確保は未達成である。その他の項目や、障害福祉サービス・障害児通所給付費・地域生活支援支援事業の各サービスの見込量はおおむね達成・上回る結果となった旨を説明。

委員意見

会長　　）資料（4）-1①の修正で軒並み数値が減少している理由を質問。

事務局　）歯科口腔保健の推進は、担当課が実績に対する評価を見直した結果である。通級指導の充実は、通級指導教室に自家用車で通う児童の保護者へのガソリン代補償以外の実績が計上されていたため修正し、評価を修正。地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の促進は、計上すべきイベント・延べ人数の範囲を見直した結果、実績・評価を修正。今後は担当課への照会様式に計上内容を詳しく記載し、担当者が替わっても認識のずれが生じないよう管理していく。

（5）白井市第 8 期障害福祉計画・第 4 期障害児福祉計画の進捗について　事務局　資料（5）

説明要旨

各部会で方針案や国の基本指針との関係を説明し、意見を求めてきた。本日は、相談支援部会・就労支援部会で取りまとめられた意見を資料として提示した。こども部会は直近に開催されたため、意見の集計が終わっていない。国の基本指針の改正が検討されていることもあり、本日は素案を示せない。各部会の意見と前期計画の進捗を踏まえて作成中である旨の報告があった。

委員意見

会長　　）各部会から意見を集めて計画に反映させる取組は実質的に初めてであり、集計の労をねぎらった。

事務局　）今後、素案を持って各部会を回るので、素案に対する意見をいただきたい。

委員　　）意見照会のメールが見当たらず障害福祉課に再送を依頼した。同様の方がいれば、障害福祉課に依頼すれば再送してもらえる旨を述べた。

（6）全体研修会について　基幹　資料（6）

説明要旨

令和 8 年度の全体研修会は「福祉職員のセルフケア」をテーマとし、市内のどの事業所も対象となる内容とした。講師は一般社団法人千葉県公認心理師協会会長等を務める上田将史氏へ依頼済み。申込締切は 12 月 11 日である旨の説明があった。

会長　　）開催は 12 月 21 日（月）14 時～16 時、会場は東庁舎 3 階である旨を補足。

委員意見

会長　　）委員以外の事業所職員も参加できるかを確認。

基幹　　）市内の全福祉サービス事業所職員が対象である旨を回答。

事務局　）（議題（7）の終了後に補足）全体研修会は地域自立支援協議会の主催であり、テーマはコアメンバーで検討した。この内容で進めることへの承認と、運営への協力、各事業所での周知を依頼した。

結論

全体研修会の実施について、挙手により承認された。

（7）全体会報告事項　事務局　資料（7）

（ア）委員以外からの意見の取扱いについて

説明要旨

協議会の各部会あてに委員以外の方から意見書が届いたことを受け、事務局とコアメンバーで取扱いを検討した。委員以外から意見が出た場合のフローチャートや取決めが必要との意見と、従来どおりの運用で問題ないとの意見があった。検討の結果、新たな内規・フローチャートは作成せず、資料（7）の①委員経由の問題提起、②パブリックコメント・ホームページ等、③事務局への申出・事務局からの提案の方法で対応することとした。③の申出については、事務局で協議会の議題とするかを検討する。取り扱わない場合も記録を残し、会長・副会長・コアメンバーと共有する。事務局の役割は委員が意見を出しやすくし協議会の活性化を図ることであり、事務局内での議題調整の裁量を一定程度許容いただきたい旨の説明があった。委員は業務の中で気付いた地域課題を、気軽にこの場で発言してほしい旨もあわせて述べられた。

委員意見

会長　　）要点は、委員以外からの意見の取扱いについてフローを作らず、現在の仕組みで対応することであり、この案について承認を諮りたい旨を述べた。

事務局　　）新たな決まりを設けず、従来どおりの運用とすることへの承認である旨を補足。

結論

異議なく了承された。

事務局　　）来年度予算の編成時期にあたり、来年度の協議会スケジュールを今年度と同様の曜日で作成してよいかを確認。支障がある場合は 10 月中であれば調整可能であり、事務局へ申し出るよう依頼した。

【5　その他】

事務局　　）次回の全体会は令和 9 年 3 月 16 日（火）14 時～16 時、東庁舎 302・303・304 会議室で開催予定である。個別の通知文は発出せず、開催 3 日前を目安に資料を送付するため、欠席の場合はその前後に申し出るよう依頼。時間を過ぎているため、都合のつかない方は退席して差し支えない旨を案内した。

委員　　）精神障害者家族会（しらゆりの会）を案内。障害のある方の親の会等は増えているが、どこにも入りきれない家族もいるため、必要な方に案内してほしい旨を依頼。

会長　　）配布チラシにより、研究協力者募集（ASD のある方を対象とする研究）、鎌ケ谷市就労系福祉サービス事業所地域連絡会の研修「精神障がい者の支援研修」、フリーwork マーケット、市民講座「こころの訪問看護」を案内した。

会長　　）以上をもって、令和 8 年度白井市地域自立支援協議会第 2 回全体会の議事を終了し、進行を事務局に返した。

事務局　　）閉会を告げ、事例資料を回収するため机上に置いて退席するよう依頼した。

まとめ

決定事項・承認事項

【決定事項】

・第 1 回全体会資料（6）（7）（ア）の相談実人員の誤りについて、修正版への差し替えを確認した。

・白井市障害者支援センターで実施する相談支援事業の民間移管後の取扱いについて、計画相談支援は民間移管後の事業者が継続し、一般相談支援は基幹相談支援センターに機能を移管（統合）する市の考え方が共有された。本日の意見は議事要録に残し、今後の方針の取りまとめに反映することとした。

・白井市障害者支援施設運営事業者選定審査会の委員として、協議会会長を選任することについて、異議なく了承した。
・全体研修会（令和 8 年 12 月 21 日（月）開催）を協議会主催として資料（6）のテーマ・内容で実施することについて、挙手により承認した。
・委員以外からの意見の取扱いについて、新たな内規・フローチャートは作成せず、資料（7）の 3 つの方法（①委員経由の問題提起、②パブリックコメント・ホームページ等、③事務局への申出・事務局からの提案）および③の取扱いの整理により対応することを了承した。